



2023年2月21日

各位

会社名 フルハシ E P O 株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口 直彦
(コード番号：9221 東証スタンダード市場・名証メイン市場)
問合せ先 取締役管理本部長兼総務部長 上野 徹
(TEL. 052-324-9088)

新株式発行及び株式売出し並びに親会社以外の支配株主の異動に関するお知らせ

当社は、2023年2月21日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記の通り決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該新株式発行に関連して、当社の親会社以外の支配株主の異動が生じる見込みですので、併せてお知らせいたします。

【本資金調達目的】

当社は、「世のため 人のため 地球のため 社員のため 持続可能な社会を創造します」を経営理念とし、地球環境の視点から真に必要なものをお客様の企業価値向上に役立つ製品、サービスとして創り出し、持続可能な社会の実現を目指しております。

上記理念に基づき、当社グループは、バイオマテリアル事業、資源循環事業の2つの事業を柱に総合的な環境ソリューションを展開し、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに社会全体のSDGs達成への貢献に努めております。バイオマテリアル事業では、木質系廃材のリサイクル処理を受託及び木質リサイクルチップの販売を展開しております。資源循環事業では、住宅建築現場等から排出される各種建設副産物のリサイクル処理を行っております。また、上記2つの事業に加えて木製パレット等の物流機器の製造・仕入・販売を展開する環境物流事業や環境コンサルティングサービス等にも取り組んでおります。

各事業における創業以来の実績と信頼性の構築、これまでの事業展開において構築してきたリサイクル資源の排出事業者から木質リサイクルチップの需要者を含む資源リサイクルに係る顧客ネットワークが、事業展開における強みであると認識しております。

我が国においては、少子高齢化により人口が減り始め、使われなくなった家屋（空き家）が社会問題化しております。2018年の総務省「住宅・土地統計調査」によると、全国に空き家は849万戸あり年々増加傾向にあります。その対策として、2015年には「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、各自治体による空き家等対策計画の策定や特定空き家等の除却等の取組みが進んでいるほか、国土交通省は2022年10月に空き家対策小委員会を設立し、従来から行ってきた活用困難な空き家の除却等の取組みを加速化・円滑化する等の議論を行っており、木質系廃材のリサイクル需要は今後も期待されると見込んでおります。

当社が扱う木質系廃材由来の木質リサイクルチップは、植林により持続的に調達可能な資源であり、燃料利用等で大気中に二酸化炭素として放出されても、森林の成長過程（光合成）で再度吸収されるカーボンニュートラルが可能な資源「木質バイオマス」と社会認識されており、それをを用いた製造業でのボイラー燃料利用、木質バイオマス発電での環境需要が確立されております。

木質バイオマス発電は、天候に左右されることなく発電が可能なことから、安定した発電事業として期待される一方で、輸入された発電用バイオマス燃料については、国内起源のものに比べ輸送距離が圧倒的に長く、その過程における二酸化炭素排出量が大きいため、環境への貢献度に疑問があるとの意見があります。そういった環境への負荷が少ないグリーン電力の資源として、当社が製造する国内廃棄物由来の木質リサイクルチップの需要が今後さらに拡大すると見込まれます。

また、世界的な政情不安により、主要建築部材等の調達不安・価格高騰が懸念され、依然不透明な状況が続いておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による在宅勤務の定着化により郊外への住居（拠点）

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

移動が活発化し、大都市周辺への新築住宅建設が活発になっております。

このような事業環境において、当社は、新規及び既存拠点の拡充による事業規模拡大に積極的に取り組むことで需要の増加に対応する必要があり、都市部及びその近郊において、各事業・拠点の連携性や他社参入の防止の観点も勘案し、人口が多い商圈を包括していく拠点の展開を方針としております。具体的には、本社のある名古屋市近郊を中心とした東海地区での展開を継続するとともに、東海地区での既存大手取引先の拠点多く、その受注が見込める東京近郊を中心とした関東地区への拠点展開を計画しております。拠点の事業多角化等の一環として、既設の「バイオマテリアル事業」の木質リサイクル工場の近郊に「資源循環事業」の建設副産物の再資源化拠点の展開を計画しております。

今回の新株式の発行による資金調達は、環境課題解決に資するバイオマテリアル事業及び資源循環事業における工場新設及び既設工場の拡充を資金使途として、当社の成長戦略を加速させ、さらなる企業価値の向上を実現してまいります。

記

I. 新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 800,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2023年3月8日(水)から2023年3月13日(月)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、大和証券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下、「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 2023年3月14日(火)から2023年3月17日(金)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 山口 直彦に一任する。 | |
| (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 120,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、一般募集における需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 大和証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定される。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一の金額となる。）
- (4) 売 出 方 法 大和証券株式会社が、一般募集における需要状況等を勘案し、120,000 株を上限として当社株主より借受ける当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、当社代表取締役社長 山口 直彦に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件となる。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 120,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一の金額とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (4) 割 当 先 大和証券株式会社
- (5) 申 込 期 日 2023 年 3 月 28 日（火）
- (6) 払 込 期 日 2023 年 3 月 29 日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記（5）記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金の額及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長 山口 直彦に一任する。
- (10) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額（払込金額）の総額が 1 億円以上となる場合、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にともない、その需要状況等を勘案し、120,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は2023年2月21日（火）開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当増資（以下、「本件第三者割当増資」という。）を2023年3月29日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2023年3月24日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	4,973,700株	(2023年2月21日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	800,000株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	5,773,700株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	120,000株	(注1)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	5,893,700株	(注1)

(注) 1. 前記<ご参考>1.に記載の通り変更する可能性があります。

2. 2023年2月21日（火）開催の取締役会において、2023年4月1日（土）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しております。この株式の分割は、2023年3月31日（金）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、2株の割合をもって分割するものであります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資による手取概算額合計上限1,587,000,000円について、2025年3月期までに313,000千円をバイオマテリアル事業における処理量増加を目的とした工場新設の設備投資資金に、2026年3月期までに503,000千円を資源循環事業における処理量増加を目的とした工場新設及び既存工場の拡充の設備投資資金に、2025年3月期までに319,000千円を当社連結子会社である株式会社フィニティへの投融資資金に、残額についてはバイオマテリアル事業及び資源循環事業における当社の持続的成長に向けた既存設備の拡充資金に充当する予定であります。

株式会社フィニティは、当社からの投融資資金について、2025年3月期までに319,000千円をバイオマテリアル事業における処理量増加を目的とした工場新設の設備投資資金として充当する予定であります。

上記調達資金は、実際の充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

なお、当社グループの設備投資計画の詳細は、2022年12月31日現在、以下の通りとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (千円)	既支払額 (千円)			
提出会社	愛知第八工場(愛知 県一宮市)	バイオマテ リアル事業	工場の新設	458,000	12,350	自己資金及 び増資資金	2023年10月	2024年10月
提出会社	新千葉リサイク ルガーデン(千葉 県柏市)	資源循環事 業	工場設備の 移転・拡充	56,000	10,645	自己資金及 び増資資金	2023年2月	2023年10月
提出会社	湘南リサイク ルガーデン(神奈川 県平塚市)	資源循環事 業	生産設備の 増設	267,000	74,977	自己資金及 び増資資金	2023年9月	2024年10月
提出会社	東三河リサイク ルガーデン(愛知 県豊橋市)	資源循環事 業	工場の新設	375,000	—	自己資金及 び増資資金	2024年4月	2025年4月
(株)フィニティ (連結子会社)	滋賀第二工場・ 滋賀営業所(滋賀 県愛知郡愛荘町)	バイオマテ リアル事業	工場の新設	319,000	—	当社からの 投融資資金	2024年3月	2024年10月

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

当社は、2022年4月20日払込の公募増資（新規上場時）（手取概算額：410,800千円）及び2022年5月24日払込のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資（手取概算額：82,832千円）を行っておりますが、当該資金調達の手取金の使途について以下の通り変更が生じております。

①変更の理由

当社は、当該資金調達の手取金の一部を、2023年3月期に資源循環事業における処理量増加を目的とした設備投資資金として充当することを計画しておりました。しかしながら、設備投資計画のうち、当社の静岡第一工場（掛川）（バイオマテリアル事業）に併設して建設予定でありました掛川リサイクルガーデンについて、より優位性を検討する中で、輸送効率の向上と環境配慮、工場機能の将来的な拡張性や既存顧客との連携性等を勘案し、中日本エリアの取引拡大を目的として東三河リサイクルガーデンに建設計画を変更したため、充当予定時期を変更いたしました。

②変更の内容

支出予定時期の変更は次の通りです。変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

- ・ バイオマテリアル事業における処理量増加を目的とした工場新設の設備投資資金として、402,532千円(2023年3月期287,009千円、2024年3月期以降115,523千円)
- ・ 資源循環事業における処理量増加を目的とした生産設備の増設及び工場設備の移転・拡充の設備投資資金として、91,100千円(2023年3月期91,100千円)

(変更後)

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ・ バイオマテリアル事業における処理量増加を目的とした工場新設の設備投資資金として、402,532千円(2023年3月期287,009千円、2024年3月期以降115,532千円)
- ・ 資源循環事業における処理量増加を目的とした生産設備の増設及び工場設備の移転・拡充の設備投資資金として、91,100千円(2023年3月期43,164千円、2024年3月期以降47,936千円)

上記を踏まえて、2022年12月末現在までの使途別充当実績は以下の通りであります。

- ・ バイオマテリアル事業における処理量増加を目的とした工場新設の設備投資資金として、287,009千円
- ・ 資源循環事業における処理量増加を目的とした生産設備の増設及び工場設備の移転・拡充の設備投資資金として、5,873千円

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、将来の業績に寄与するものと考えております。また、新株式発行によって財政基盤等のさらなる強化が図られることから、当社の持続的な企業価値向上に資するものと考えています。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社では、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様へ利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして位置付けております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当につきましては、安定性・継続性に配慮しつつ、業績動向、財務状況等を総合的に勘案して実施し、配当性向についても30%を目途に株主還元として配当を行う方針であります。

なお、当社は2021年10月19日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更を行い、取締役会決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めている他、基準日を毎年9月30日とする中間配当を取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の企業としての成長と、財務基盤の安定のバランスを鑑みながら、有利子負債の返済、設備投資等に充当し、企業価値の向上を図ってまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
1株当たり連結当期純利益(連結)	73.59円	92.06円	127.60円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	40.00円 (20.00円)	40.00円 (20.00円)	40.00円 (20.00円)
実績配当性向(連結)	54.4%	43.5%	31.3%
自己資本連結当期純利益率	23.2%	25.5%	29.6%
連結純資産配当率	12.6%	11.1%	9.3%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
2. 実績配当性向(連結)は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本(非支配株主持分控除後の連結純資産の期首と期末の平均)で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

公募による新株式発行(新規上場時)

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金	摘要
2022年4月20日	421,800千円	520,900千円	269,045千円	(注) 1
2022年5月24日	83,832千円	562,816千円	310,961千円	(注) 2

(注) 1. 新規上場時で有償一般募集増資による新株式の発行

2. オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始 値	－円	－円	－円	1,733円
高 値	－円	－円	－円	2,798円
安 値	－円	－円	－円	1,205円
終 値	－円	－円	－円	1,830円
株価収益率(連結)	－倍	－倍	－倍	－倍

(注) 1. 2022年4月21日付をもって株式会社東京証券取引所スタンダード市場及び株式会社名古屋証券取引所メイン市場に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率については該当事項はありません。

2. 2023年3月期の株価については、上場日である2022年4月21日以降の株価になります。

3. 2023年3月期については、2023年2月20日までの状況です。

4. 2020年3月期から2022年3月期の株価収益率については当社株式が非上場であるため、記載しておりません。また、2023年3月期については期中であるため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である株式会社ヤマグチ及び山口 直彦は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による新株式発行及び譲渡制限付株式報酬にかかわる譲渡制限付株式の発行（ただし、ロックアップ期間中に譲渡制限が解除されないものであり、ロックアップ期間中に発行される譲渡制限付株式の総数が、潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る。）を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(5) 目論見書の電子交付について

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、全て電子交付により行います。(注)

(注) 目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます(金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項)。したがって当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合(企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第7項)は、目論見書の電子交付はできませんが、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ当社普通株式を販売します。

II. 親会社以外の支配株主の異動

1. 異動が生じる経緯

2023年2月21日開催の取締役会において決議しました前記「I. 新株式発行及び株式売出し 1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集に伴い、以下に記載する株主が当社の親会社以外の支配株主に該当しないこととなる見込みであります。

2. 異動する株主の概要

(1) 氏名	株式会社ヤマグチ	
(2) 所在地	愛知県名古屋市長区鳴海町字宿地 94 番地	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 山口 直彦	
(4) 事業内容	法人及び個人の資産運用及び管理に関するコンサルティング業等	
(5) 資本金	4,500,000 円 (2023年2月21日現在)	
(6) 設立年月日	2002年3月1日	
(7) 純資産	2,399,331,583 円 (2023年1月31日現在)	
(8) 総資産	2,597,335,024 円 (2023年1月31日現在)	
(9) 大株主及び持株比率 (2023年1月31日現在)	山口 直彦	65.425%
	山口 昭彦	34.575%
(10) 上場会社と当該株主の関係	資本関係	当該株主は、2022年11月30日現在において、当社株式を2,530,000株(所有割合51.02%)保有しております。当該株主の代表取締役山口 直彦氏は2022年11月30日現在、当社株式78,912株(所有割合1.59%)、当該株主の取締役山口 昭彦氏は2022年11月30日現在、当社株式76,156株(所有割合1.54%)を保有しております。
	人的関係	当社の代表取締役社長山口 直彦氏が当該株主の代表取締役を、当社の代表取締役副社長山口 昭彦氏が当該株主の取締役を兼任しております。
	取引関係	当社と当該株主との間には記載すべき取引関係はありません。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(注) 所有割合とは、当社の2022年12月31日現在の発行済株式数(4,973,700株)から同日現在所有する自己株式(15,080株)を控除した株式数(4,958,620株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

3. 異動前後における当該株主の所有議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数(議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (2022年11月30日時点)	親会社以外の支配株主及び 主要株主である筆頭株主	25,300個 (51.03%)	—	25,300個 (51.03%)
異動後	主要株主である筆頭株主	25,300個 (43.94%)	—	25,300個 (43.94%)

- (注) 1. 異動前の議決権所有割合は、2022年9月30日現在の総株主の議決権の数(49,575個)を基準に算出(小数点以下第三位を四捨五入)しております。
2. 異動後の議決権所有割合は、異動前の総株主の議決権の数(49,575個)に、今回の一般募集による新株式発行により増加する株式数に係る議決権の数(8,000個)を加算し、算出した議決権の数(57,575個)を基準に算出(小数点以下第三位を四捨五入)しております。
3. 前記「I. 新株式発行及び株式売出し 3. 第三者割当による新株式発行」に記載の新株式発行が全て行われた場合の議決権所有割合は、異動後の総株主の議決権の数(57,575個)に、第三者割当による新株式発行により増加する株式数に係る議決権の数(1,200個)を加算し、算出した議決権の数(58,775個)を基準に算出し、43.05%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。

4. 異動予定年月日

2023年3月14日(火)

5. 今後の見通し

本件異動による当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。